

南三陸

お知らせ版

2017年4月15日発行
編集・発行/南三陸町企画課

高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します

町では、在宅の高齢者に対して、医療の受診機会を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成券を支給します。

◇高齢者福祉タクシー利用助成券とは

タクシー料金の一部を助成する券です。

町と協定したタクシー会社を利用して病院へ通院した場合、タクシー料金の一部として券を利用できます。

◇支給対象者

次の条件を満たす人が対象です。

- ①南三陸町に住所がある人
- ②要介護3～5の認定を受けている人
- ③介護保険施設に入所していない人
- ④他の制度で通院費用の助成を受けていない人

◇支給内容

1回の乗車につき1枚使用できる650円分の助成券を1カ月あたり2枚交付します。

◇申請方法

保健福祉課および歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、高齢者福祉係に提出してください。

申請書は、町ホームページからダウンロードもできます。



問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

介護用の紙おむつ等の引換券を支給します

町では、要介護高齢者の在宅生活負担軽減のため、紙おむつ等と交換できる引換券を支給します。

◇支給対象者

高齢者を介護している同居家族、または、ひとり暮らしの高齢者です。

◇支給要件

次の支給要件を全て満たす人が対象です。

- ・紙おむつ等を常時必要とする人
- ・南三陸町に住所を有し、町内にお住まいの人
- ・町民税非課税世帯の人
- ・要介護1～5の認定を受けている人

※ただし、生活保護の受給や他の福祉制度での支給を受けている人、入院、施設等に入所している場合は対象となりません。

◇支給内容

要介護認定区分に応じて、引換券を交付します。

- ・要介護1および2は、1カ月あたり3,400円
- ・要介護3～5は、1カ月あたり6,200円

◇申請方法

地域包括支援センターおよび歌津総合支所に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

問い合わせ

地域包括支援センター ☎46-5588

健康コラム

健康づくりをがんばっている人を紹介します。

1回目は、ピンクのエプロンで元気に楽しく活動している「食改さん」です。

「食改さん」の愛称で親しんでもらっている私たちの会の名称は、南三陸町食生活改善推進員連絡協議会といます。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に健康づくり活動を日々推進しています。主な活動は、郷土料理や行事食などを若い世代に伝える事や適塩をすすめる「家庭訪問でのみそ汁の塩分測定調査」、「親子の食育教室」、地域での「お茶のみ会」や、ひとり暮らし、高齢者世帯などのご近所への料理のおすそ分けもしています。また、町が実施している生活習慣病予防のための教室や「3・1・2弁当箱法」をベースとした1食づくりの教室、「魚を主菜に3・1・2」モデルメニューの普及事業等のサポート等、「食をとおした健康づくり活動」です。参加された方々から「楽しかった」「薄味でもおいしかった」「家でも作るから」というような声を聞くことが多く「やってよかった」と、うれしい気持ちでいっぱいです。

会員数は震災前の半数になってしまいました。みなさん、是非一緒に活動してみませんか。待ってます。



町の管理栄養士から
会の事務局を担当しています。食改さんは、食育推進活動や生活習慣病予防活動と一緒に推進する頼もしいパートナーです。年間とおした研修会を「総合ケアセンター南三陸」で実施しています。食改に入って一緒に活動しませんか。現在仲間を募集しています。

問い合わせ

保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

南三陸消防署からのお知らせ



行楽期火災予防月間について



4月15日から5月14日の1カ月間は行楽期火災予防月間です。行楽シーズンの到来とともに屋外での活動が増えてきます。この時期は、降水量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件になることが多く、火災発生の増加が予想されます。火気の取扱いには十分注意してください。

- 乾燥注意報の発表時や風が強い時は、屋外で火を取扱わない。
- 火気を使用する際は消火用具を必ず準備する。
- ゴミ焼、タバコのポイ捨て、火遊びは絶対しない。



※野焼きは一部例外を除き禁止されていますので、野焼きを行う際は事前に農林水産課および消防署へご相談ください（届出が必要になる場合があります）。



かばえちゃん

問い合わせ先 南三陸消防署 TEL46-2677 歌津出張所 TEL36-2222

平成29年火災・救急発生件数
火災件数「2件」(広域管内11件)
救急件数「162件」
無火災継続「17日」(平成29年4月6日)
住宅火災無火災記録「742日」継続中



みなみちゃん

趣味の講座

「ガーデニング・プランター寄せ植え」

花の咲き誇る季節を迎えます。素敵な寄せ植えを作ってみませんか。素敵

◆日時 5月12日(金)

午前10時～11時30分

◆場所 戸倉公民館

◆対象 町内在住者

◆定員 20人

◆講師 サトー園芸店 佐藤 典明氏

◆内容 プランターの寄せ植え

◆参加費 1,500円

(材料代/プランター、土、花苗)

◆持ち物 移植べら、ゴム手袋

◆申込期限 5月9日(火)

ただし、定員になり次第、締め切りです。

◆申込先

戸倉公民館 ☎46-19920

飼主のいない猫を増やさないために

無責任なエサやりはやめましょう

飼主のいない猫の増加により、「庭に糞尿をする」「家に入ってくる」など苦情や相談が多数寄せられています。一時的な感情でエサを与えてしまうと、

周囲の迷惑となりがちです。また、エサを与えることで飼主とみなされ責任を負わなくてはならなくなります。むやみにエサを与えることはやめましょう。

◆問い合わせ

環境対策課環境政策係

☎46-55228

適正な管理をするためには

- ・猫は年間20頭以上の子猫を生みます。不用意な繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・糞尿のトラブル・病気や事故を防止するために、室内で飼育しましょう。
- ・責任をもって飼育しましょう。
- ※飼えないからと動物を捨てる、動物を殺傷する行為は、動物愛護法により固く禁止されています。違反した場合には、100万円～200万円以下の罰金もしくは、2年以下の懲役に処せられます。

猫への不妊・去勢手術に対する助成

宮城県獣医師会では、飼主のいない猫への不妊・去勢手術に対して手術費用の一部助成をしています。

助成を受けるためには条件がありますので、事前に県獣医師会までお問い合わせください。

宮城県獣医師会
☎022-297-1735

防災行政無線戸別受信機の取り扱い

電池交換

家庭や事業所などに設置の戸別受信機は、定期的な電池交換が必要です。電池が消耗すると受信機本体の乾電池ランプが点滅します。電池を入れなかったり、電池が完全に消耗したままの状態で使用したりすると、放送終了後などに警告音(高い「プー」音)が鳴ります。受信機には「年1回は交換が必要」との表示がされていますが、これは、停電などが全くなかった場合の最低限の目安として示されているものです。停電があった場合などは短時間で消耗しますので、ご注意ください。乾電池の液漏れによる機械の故障防止、非常時における確実な受信のためにも、定期的な電池交換をお願いします。

受信機本体の「録音」ランプが点滅している場合

緊急時などの一斉放送を受信した場合は、その放送が自動的に録音され、「録音」ランプが点滅します。録音ラ

ンプの点滅は、「再生」ボタンを数回(十数回程程度、連続して)ボタン押下音が変わるまで)押し続けていただくことで消灯します。

◆不具合がある場合

各家庭に貸与している戸別受信機に不具合がある場合は、故意による破損などである場合を除き、町で修理など行ないます。放送が聞こえなくなったなど、不具合が生じた場合は、ご連絡ください。

◆問い合わせ

危機管理課危機管理係
☎46-1376



地域課から

盗難被害に遭わないために

南三陸町では、今年になってから空き巣の被害が発生しています。
家を留守にしている間の犯行であることから、

- 自分の家は大丈夫と思う気持ちを持たないようにしましょう。
- わずかな時間の外出でも面倒がらずに、戸締まりをしましょう。
- 2階以上であっても窓の施錠をきちんとしましょう。

もし、被害に遭ってしまった場合は犯人の手がかりを消さないように、部屋を片付けずにすぐに警察に通報しましょう。



交通課から

◇南三陸警察署管内の交通事故（平成29年1月から2月末日までの累計）

区 分	人身事故 発生件数	死 者		負 傷 者			物件事故件数
		件 数	人 数	重 傷	軽 傷	計	
本 年	1	0	0	0	1	1	18
前 年	2	0	0	1	2	3	21
増減数	-1	±0	±0	-1	-1	-2	-3

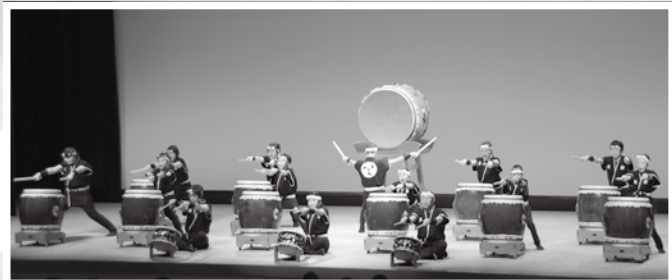
問い合わせ

南三陸警察署 ☎46-3131

文化財探訪

南三陸町の郷土芸能

大森創作太鼓「旭ヶ浦」



大森創作太鼓「旭ヶ浦」は、平成5年に志津川町大森地区の青年層を中心に結成され、当初は山から切り出した木をバチにし、古タイヤを叩いて練習していました。大森地区は昭和35年のチリ地震津波で大きな被害を受けた地区です。津波からの復興をレポートリーにしようと、仙台のほうねん座に作曲と和太鼓指導を依頼し、稽古を重ねました。結成から2年後の平成7年、太鼓も揃い、夏祭り「津波復興太鼓」のお披露目となりました。

東日本大震災では太鼓やバチなど全てのものが流出してしまい、活動の休止を余儀なくされましたが、多くの方々の支援により、平成23年9月には活動を再開することができました。現在は園児から60代まで幅広い年齢層のメンバーにより、町内外のイベントで活躍しています。

ご存知ですか？文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

問い合わせ

教育委員会生涯学習課 ☎46-2639